



ミュンヘン便り ～自動化～

海外に長く住んでいた友人が再び日本に住むようになったとき、日本での社交の場は法事であることに気づいた、と言っていました。ドイツでの社交の場は、誕生日パーティやスポーツ観戦といったところでしょうか。

友人Kの誕生日パーティが彼の家で開かれました。まずはシャンパンのマグナムボトルを開けてみんなで乾杯！ケータリングサービスながら高品質なイタリアンスタイルの前菜をつまみながら、早速おしゃべりが弾みまます。友人Kの義兄Jはミュンヘンではよく知られた自動車部品会社の2代目オーナー社長。お父上が創業した会社を継いだけだけでなく、今や工場を世界各地を作るまでに会社を発展させているやり手の実業家です。日本には何度も訪れているそう。お父上と親子そろって日本の大ファンです。Jのお父上とはその前のKの誕生日パーティでお話ししました。今は完全に経営から引退されて悠々自適の暮らしを楽しんでおられるお父上ですが、まだ現役でご活躍できるのではと思うほどお元気そのもの。「30回以上日本に行ったよ。素晴らしい国だ。きちんと整理されていてとても効率的だ・・・食べ物も素晴らしい。あちこち旅行にも行ったよ。美しい場所がたくさんあるね・・・」と日本談議に大いに盛り上がりました。

彼らのようなオーナー社長や社長業を専門とする経営のプロたちにとってバイブル的存在が、大野耐一著「トヨタ生産方式」。「ジャ

スト・イン・タイム」、「カンバン方式」、「ムダ」、「ジドウカ」などの日本語は彼らに浸透し、完全に専門用語と化しています。彼らは日本に行くとトヨタ詣でを欠かさないといても過言ではないほど。中には何度も行く人もいるようです。もう10年以上前ですが、筆者は彼らの一人の要望により、「トヨタ生産方式」の原書を日本で買ってドイツに持ち帰ったことがあります。原書とドイツ語翻訳版とを比べてみると、図の一部が翻訳版では抜けていました。「トヨタ生産方式」の中の図はなかなか味があるし、内容と関連していますから、図が抜けるのはいただけません。

さて、Jの会社は自動車部品製造会社であることから、当然に特許出願もしています。従って、Jは、Patentanwalt/Patentanwältin（直訳すると特許弁護士、前者が男性、後者が女性）がどういう職業であるかを真に理解している数少ないドイツ人達の一人。ドイツでは、「特許弁護士」とは弁護士の一種であり法律家である、と勘違いしている人達が多いのです。実際、筆者の身の回りの友人たちも皆そう思っていました。唯一の例外が二人。一人は音楽の著作権を扱う会社を営むオーナー社長のM。Mは著作権が専門とはいえ、知的財産全般についての知識も職業柄持ち合わせているため、特許弁護士が何をしているのかも理解しています。もう一人が本日登場のJ。そのJが目キラキラさせて言いました。「この間、初めて特許明細書をA Iに書かせてドイツ特許庁に出願したんだ



よ。テストケースだ。どうなるかすごく楽しみだよ！」

今後、いくつかの職業はAIにとって代わられるであろうと予測されていますね。例えば翻訳。機械翻訳の精度・品質が向上し、完全マニュアル翻訳は過去の話となりました。とはいえ現段階では、特許翻訳において機械翻訳に頼れる言語と分野とはまだ限定されている模様。筆者が知る限りでは、ドイツ語・英語間で、かつ化学分野であれば、機械翻訳は現段階で既に相当使えるようです。他の言語の組合せや技術分野では、今後の発展の余地が大いにありそう。「トヨタ生産方式」のような本をAIが翻訳したらどうなるのか。そして我々弁理士の職業が20年後、30年後にどうなっているか。AIに単に取って代わられるのか、それとも人間がAIをうまく使いこなすことで処理内容がさらに高度化するのか？AIは「代理人」になれるのか？

Jは、明日から60歳記念旅行でポリネシア

に行くのだ、と言ってその先端にエンジェルが煌めくロールスロイスで去っていきました。今度Jに会ったら、AIの特許出願がどうなったか聞いてみよう。

筆者紹介



稲積 朋子 (いなづみ ともこ)

日本弁理士・欧州特許弁理士・ドイツ弁理士。現在GIP Europe所属。

1997年、新樹グローバル・アイビー特許業務法人入所し、主に国内外の出願及び権利化業務を担当。2007年11月より、ミュンヘンの現地提携事務所に駐在。2009年1月、GIP Europe設立。

日本企業・ヨーロッパ企業からの特許出願業務・中間処理業務・異議申立・鑑定・特許無効化の手続・侵害品ウォッチング・契約書作成・係争案件などを扱う。

趣味は、山登り、ぼーっとすること、寝ること、健康づくりに励むこと。